

河川・道路愛護制度の見直しについて

平成29年度から、河川及び道路愛護制度を見直します。

1 助成金を申請できる支出項目を定めます。

- 活動（＝河川美化活動・道路愛護活動）に要した支出のみ対象となります。
- お祝い金、役員報酬、慶弔費、飲食を主目的とした会合費、その他活動にならない支出は対象外となります。
- 助成額は、活動に要した支出額又は交付基準額のいずれか低い額となります。
- 交付基準額の変更はありません。

2 支出明細の記録と領収書の保管が必要になります。

- 平成29年4月支払分から支出明細の記録と領収書の保管をお願いします。
- 書類の保管期間は、5年間です。
- 助成金の申請時には、対象経費の年間総額のみ報告いただきます。
- 神戸市から、関係書類の報告や調査をお願いすることがあります。（5年間）

3 手続きの一部を明確化・簡素化します。

- 愛護団体の届出事項の変更、活動の休止、再開、廃止等が生じた場合に提出いただく様式を定めました。
- 神戸市に提出する書類のうち、団体内部で承認された書類を一部代用できることにしました。
- 報告書に添付する写真の枚数等を簡素化します。
- 河川愛護制度については、活動日ごとの報告書作成を廃止し、年1回とします。